

いつもいっしょに。人と、家族と、この島と。

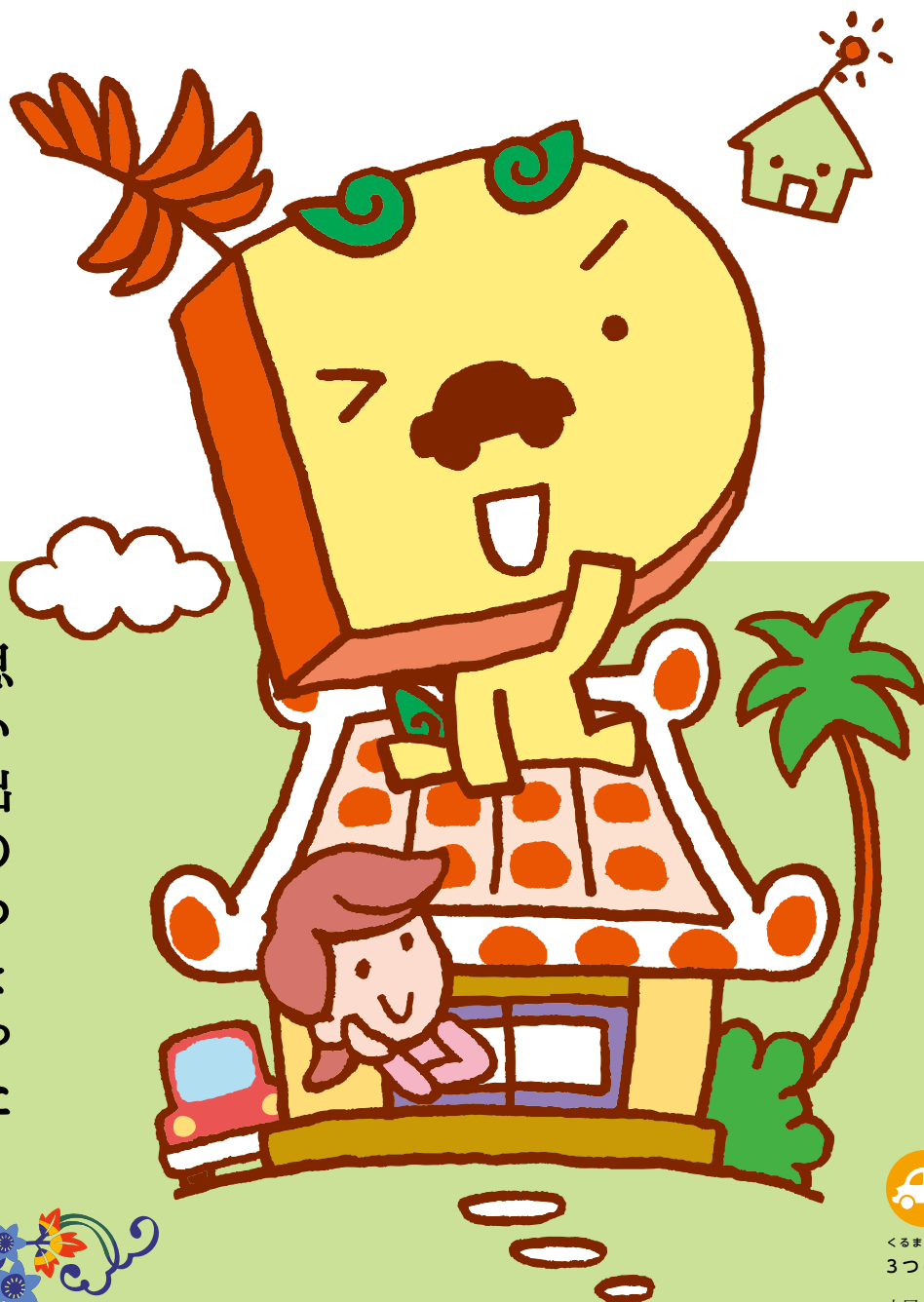
# DAY-GO!

デイゴー

Daido Always by Your Side

## すまいの保険

思い出のつまった  
家を守るぞ。



くるまの保険



すまいの保険



けがの保険

3つのDAY-GO! 保険シリーズ

大同火災の「DAY-GO!」は、お客さまとご家族を取り巻く様々なリスクからしっかりお守りし、あんしん・あんぜんをご提供いたします。



# 「DAY-GO! すまいの保険」は あなたの大切な住まいを あらゆるリスクから守ります！

「DAY-GO! すまいの保険」は、居住用の建物とこれに収容される家財の補償、そして地震に関する損害とその他のあらゆるリスクもカバーするオプションがつけられる補償・サービスです。補償ニーズに合わせて、ワイド・スタンダード・エコノミーの3つのプランからお選びいただけます。一戸建て住宅、マンションだけでなく、店舗兼住宅等の併用住宅<sup>(注1)</sup>も対象となります<sup>(注2)</sup>。また、保険の対象が区分所有建物(分譲マンション等)の専有部分の場合には、ドア・バルコニー・物入れ等の専用使用権付共用部分も含まれます。

(注1) 保険金額(ご契約金額)が10億円以上となる場合は保険の対象とすることはできません。  
(注2) 新築中の共同住宅(マンション・アパート等)はこの保険の対象とすることができない場合があります。  
☆建物と家財を合わせてご契約いただく場合には、共通のプランをお選びいただけます。

## 1 火災

- 【事故例】
- 火事で家が燃えてしまった。
  - 隣家の消火活動に伴い、家が水浸しになってしまった。



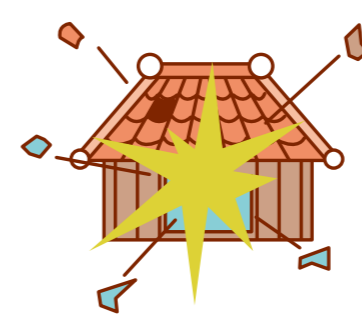
## 2 落雷

- 【事故例】
- 落雷の衝撃で家が壊れてしまった。
  - 落雷の際の異常電流により家電製品が壊れてしまった。



## 3 破裂・爆発

- 【事故例】
- ガス漏れによってキッチンが爆発してしまった。
  - ボイラーが爆発した際に、家が壊れてしまった。



## 4 風災・雹災・雪災

- 【事故例】
- 台風で窓ガラスが割れてしまった。
  - 台風で屋根が壊れ、家の中が水浸しになってしまった。



(注) 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます)、雹災または豪雪の場合における雪の重み、落下等による事故または雪崩等の雪災(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)をいいます。なお、吹込みまたは雨漏り等による損害については、建物の外側の部分\*が破損した場合にのみ補償します。  
\*外壁、屋根、開口部等をいいます。

## 5 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等

- 【事故例】
- 他人の車両が飛び込んできて家の壁が壊れてしまった。
  - 野球ボールが飛んできて窓ガラスが割れてしまった。



## 6 給排水設備に生じた事故による水濡れ または他の戸室で生じた事故による水濡れ

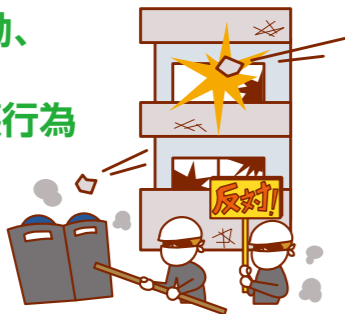
- 【事故例】
- 水道管が破裂し、家の中が水浸しになってしまった。
  - 他人の部屋の蛇口の閉め忘れが原因で、家が水浸しになってしまった。



(注) 水道管等の給排水設備自体に生じた損害は補償の対象外となります。

## 7 騒擾、集団行動、労働争議に伴う暴力・破壊行為

- 【事故例】
- デモ隊と機動隊の衝突により、家の塀が壊れてしまった。



## 8 盗難

- 【事故例】
- 泥棒によって窓ガラスを割られ、現金や家財が盗まれてしまった。



(注) 家財の盗難については、保険の対象に家財を含む場合に補償します。

## 9 水災

- 【事故例】
- 大雨によって家が床上浸水してしまった。
  - 集中豪雨による土砂崩れで家が壊れてしまった。



## 10 ①～⑨以外の不測かつ突発的な事故による破損等の損害

- 【事故例】
- 家具を移動する際にドアにぶつけて、ドアを壊してしまった。
  - 転んだ弾みで窓ガラスを割ってしまった。



## 11 地震(地震保険)

☆ DAY-GO! すまいの保険では、ご希望されない場合を除き地震保険をセットでご契約いただけます。ただし、地震保険を単独でご契約いただくことはできませんのでご注意ください。



- 【事故例】
- 地震による衝撃で家が壊れてしまった。
  - 地震による火災で家が燃えてしまった。
  - 地震による津波・高潮で家と家財が流されてしまった。

○ 地震保険をご契約しない場合には、地震による倒壊等の損害だけでなく、地震による火災損害(地震による延焼・拡大損害を含みます。)についても保険金をお支払いできません。「地震火災費用保険金」はお支払いの対象となる場合があります。詳細につきましては9ページを参照ください。

# 「DAY-GO! すまいの保険」のおすすめポイント

## Point 1 お客さまのニーズに合わせて3つのプランから選択できます。

お客さまのニーズに合わせて、ワイド・スタンダード・エコノミーの3つのプランからお選びいただくことができます。



## Point 3 ご契約時に現金のご準備が不要となる「キャッシュレス制度」を導入!

初回保険料を指定日までに口座振替もしくはコンビニ払でお支払いいただく方式を導入いたします(「初回保険料の払込方法等に関する特約」をセット)。これにより契約時に初回保険料をご準備していただく必要がなくなります。



## Point 2 様々なオプション特約で幅広く補償!

基本の補償に加えて、オプション特約をセットすることで賠償責任の事故など様々なリスクにも備えることができます。

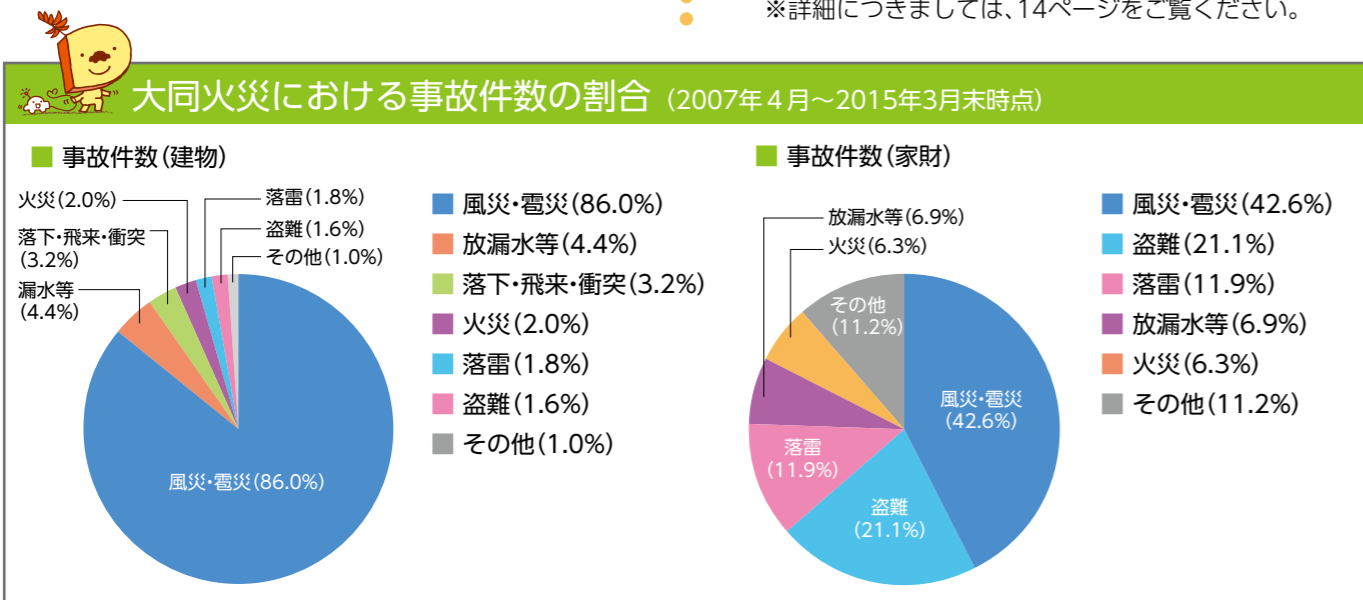


## Point 4 しまんちゅ相談サービスで日常生活の様々なトラブルをサポート

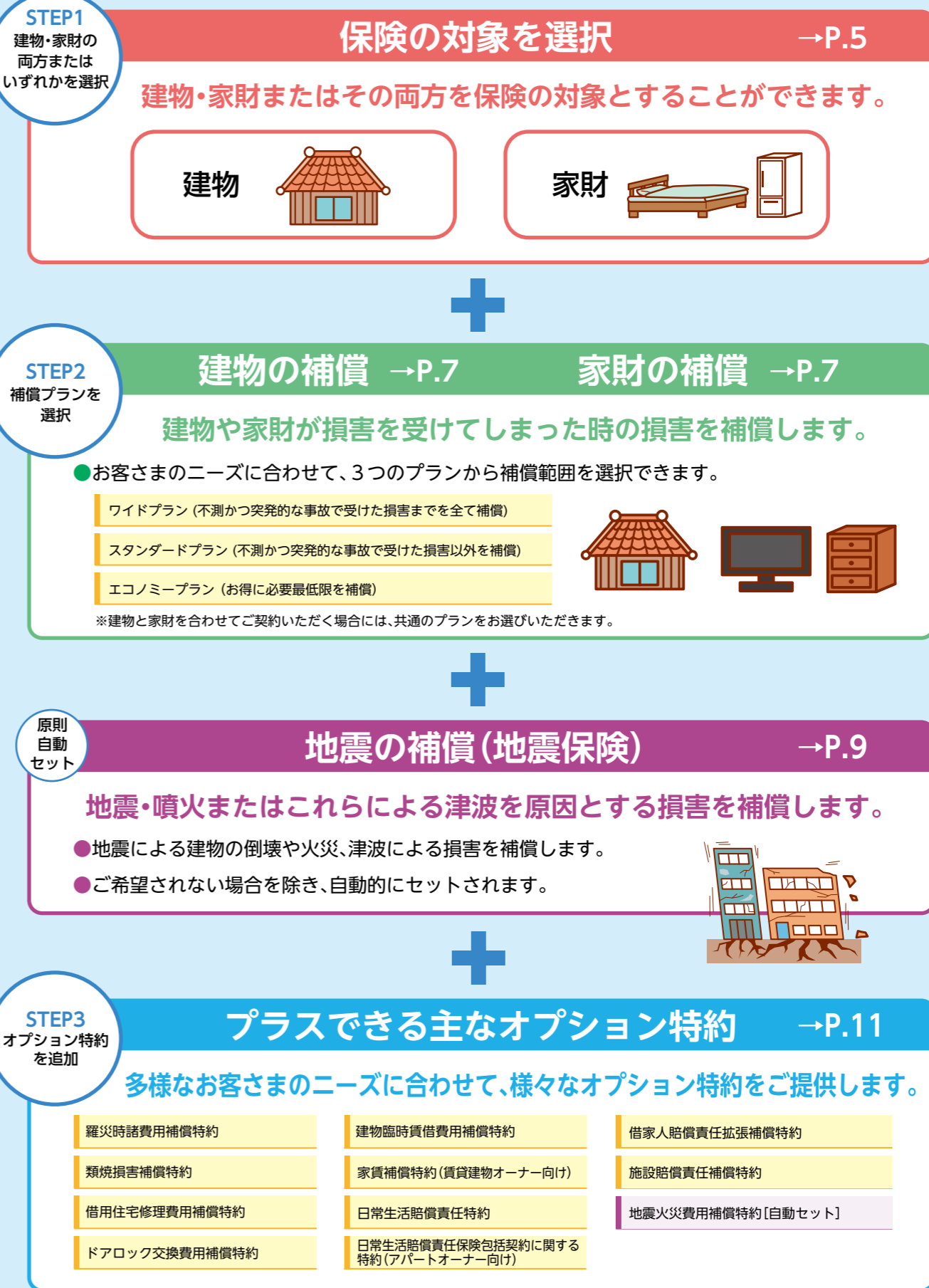
DAY-GO! すまいの保険のご契約者は医療相談や相続相談等のサービスを無料で受けることができます。



※詳細につきましては、14ページをご覧ください。



# 「DAY-GO! すまいの保険」の全体像



以下の順で説明します

STEP1 概要 補償内容の

STEP2 保険の対象

STEP3 補償 建物・家財の

STEP4 地震保険

STEP5 特約 オプション

STEP6 評価額等

STEP7 設定 保険金額の

STEP8 詳細 補償内容の

STEP9 ご注意

リスクに備えるため保険の対象をお選びください。

- ①建物(一戸建てまたはマンション一棟、マンション戸室等)
- ②家財(家具、家電製品、衣類等)
- ③建物と家財の両方

①建物



②家財



③建物と家財の両方

家財を保険の対象とする場合において、以下に掲げる物は保険の対象に含まれませんので、ご注意ください。

- 自動車、自動三輪車および自動二輪車(総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物<sup>(注)</sup>
- 業務用の設備・什器等
- 商品、製品等

(注) 建物内に収容されている生活用の通貨等または生活用の預貯金証書の盗難については一定額まで補償されます。詳しくはP.15「補償内容の詳細」を確認ください。

以下に掲げる物(明記物件)を保険の対象に含める場合は、保険契約申込書に明記してください。

- ①貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの<sup>こつどう</sup>
- ②稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

※保険の対象に含める際には、見積書や領収書等の価額が把握できる客観的資料が必要となります。

⚠ 上記の明記物件は、家財とは別に保険金額(ご契約金額)を時価で設定する必要があります。

実際に家の中を見渡してみよう!

保険の対象となる家財には様々なものがあります。



保険の対象には家財も含めることをおすすめします!

理由その1

建物と家財を合せてご契約することで「建物・家財セット割引」が適用され、保険料がお安くなります!



一緒に契約するとお得なのね!



建物と家財を一保険契約申込書で契約すると、家財の保険料に対して2%割引します(建物・家財セット割引)。

理由その2

家具や電化製品、衣類等の家財を補償するのは保険の対象に家財が含まれている場合のみです! ご注意ください!



建物の火災保険に入っていれば、建物に収容されている家財も補償してもらえると聞いていたわ。



建物と家財の両方を保険の対象とした場合



建物のみを保険の対象とした場合



理由その3

私が住んでいる住宅はそれほど広くないので、家財はあまり置いてないわ。家財も保険に加入する必要はあるのかしら。



事故が起こった場合に、家財を新たに買い揃えると、思った以上に高額になります!



家財には、家具類、衣類、寝具類、家電製品をはじめ、ボールペンやコップに至るまで、様々なものがあります。

たとえば、50㎡(約30畳)未満の住宅(所有)の場合、標準的な再取得価額(新価)は約5,100千円<sup>(注)</sup>にもなります。

ぜひ、この機会にご加入をご検討ください。



(注) 家財の保険金額の設定については14ページをご覧ください。

## 建物・家財の補償

## 「建物・家財」が損害を受けてしまったときの補償

建物・家財の補償対象となる事故の範囲を以下のタイプからご選択ください。

補償リスク	補償プラン	基本となる補償(補償プラン) <sup>(注)</sup>					免責金額	
		ワイド		スタンダード		エコノミー	建物	家財
		水災補償	水災補償対象外	水災補償	水災補償対象外			
①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 リスク		○	○	○	○	○		
④風、雹、雪災 リスク		○	○	○	○	○	0円、3万円、5万円から選択します。	
⑤物体飛来 ⑥水濡れ ⑦騒擾 ⑧盗難 リスク		○	○	○	○	×		
⑨水災 リスク		○	×	○	×	×		
⑩破損等 リスク		○	○	×	×	×	5千円、1万円、3万円、5万円から選択します。	

(注) 保険の対象となる建物について、質権が設定されている場合または金融機関から融資を受けている場合、補償リスクが火災、落雷、破裂・爆発リスクのみに限定されるプランもございます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までご確認ください。



### 地震保険 → P.9

「DAY-GO! すまの保険」だけでは地震による倒壊等の損害だけでなく、地震による火災損害(地震による延焼・拡大を含みます。)、噴火、津波による損害も補償の対象外となります。地震保険へのセット加入をおすすめします。

## 大同火災における保険金支払い事例

**建物**

- 住宅から火災が発生し、住宅と倉庫が全焼した。  
支払保険金: **約2,900万円**
- 隣接する住宅で火災が発生し、自宅に燃え移り、台所部分が全焼した。  
支払保険金: **約1,070万円**
- 自家用車の操作を誤り、自宅建物に衝突し、窓ガラスが割れる等の損害が出た。  
支払保険金: **約72万円**

日本国内では類焼被害を受けた場合でも、失火責任法により、火災の発生元(失火者)から損害賠償を受けられないことがあります。

**家財**

- 住宅に泥棒に入られ、絵画や宝石類などの盗難にあった。  
支払保険金: **約2,900万円**
- 台風により窓ガラスが割れ、家財が濡れて損害が出た。  
支払保険金: **約126万円**
- 落雷があり、テレビ、パソコンが破損した。  
支払保険金: **約37万円**

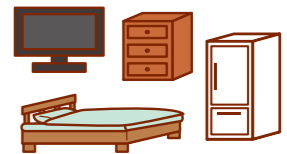
### 事故の際には、損害保険金だけでなく、様々な費用もお支払いいたします。

残存物取片づけ費用保険金	損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をお支払いいたします。
修理付帯費用保険金	損害が生じた保険の対象を復旧するために要した下記の費用をお支払いいたします。 ① 損害を受けた保険の対象を復旧するために要する原因調査費用 ② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間*1を超える期間に対応する費用を除きます。 ③ 損害を受けた保険の対象の仮修理費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のため取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。 ④ 損害を受けた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用*2および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用 ※1 保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。 ※2 保険の対象の復旧完了時における仮設物の時価額を除きます。
損害防止費用保険金	損害の防止または軽減のために支出した下記の費用をお支払いいたします。 ① 消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用 ② 消火活動に使用したことにより損傷した物*1の修理費用または再取得費用 ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または機材にかかわる費用*2 ※1 消火活動に従事した者の着用物を含みます。 ※2 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

## すでに建物に対して保険加入されている皆さまにはこちら!

### 家財おすすめプラン

建物のみ保険に加入されている場合、建物内に収容されている家財は補償の対象になりません。万が一に備えて、現在、建物のみ保険に加入されている皆さまへは「家財おすすめプラン」へのご加入をおすすめします。



「家財おすすめプラン」は、左記の「ワイド(水災補償)」プランに以下の補償がセットされたご契約プランです。

- 風災免責金額0円
- 破損等リスクの免責金額5千円
- 支払限度額30万円

#### 《セットされるオプション特約》

- 罹災時諸費用補償特約
- 類焼損害補償特約
- ドアロック交換費用補償特約
- 地震火災費用補償特約
- 日常生活賠償責任特約(支払限度額:1,000万円)

※オプション特約の詳細については、11~12ページをご覧ください。

お客様の建物の構造をご確認いただき、口数(保険金額)\*、保険期間を設定のうえ、下記一覧表から保険料をご確認ください。

※家財の保険金額は1口単位(1口:50万円)で設定します。  
※保険金額は、お客様の所有の実態に合わせて適切な口数を設定してください。実態よりも多い口数を設定しても、その超過分に対しては保険金をお支払いできないため、超えた部分の保険料がムダとなることがあります。  
保険金額設定方法の詳細につきましては、14ページをご覧ください。

(単位:円)

口数(保険金額)	地震保険の有無	M構造					T構造					H構造				
		1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年
5口(2,500千円)	地震保険割引なし	6,150	11,430	16,720	22,010	27,290	7,570	14,060	20,570	27,060	33,560	11,220	20,880	30,550	40,200	49,870
	地震保険割引10%	6,010	11,180	16,350	21,510	26,680	7,430	13,810	20,200	26,560	32,950	10,970	20,410	29,850	39,290	48,740
	地震保険割引30%	5,750	10,670	15,600	20,520	25,450	7,170	13,300	19,450	25,570	31,720	10,490	19,480	28,480	37,470	46,470
	地震保険なし	4,810	8,890	12,970	17,060	21,140	6,230	11,520	16,820	22,110	27,410	8,760	16,200	23,650	31,090	38,540
10口(5,000千円)	地震保険割引なし	9,490	17,680	25,890	34,080	42,270	12,340	22,950	33,580	44,190	54,800	19,650	36,580	53,530	70,470	87,400
	地震保険割引10%	9,210	17,180	25,140	33,080	41,050	12,060	22,450	32,830	43,190	53,580	19,150	35,660	52,130	68,640	85,150
	地震保険割引30%	8,690	16,150	23,640	31,110	38,600	11,540	21,420	31,330	41,220	51,130	18,170	33,780	49,380	64,990	80,600
	地震保険なし	6,810	12,600	18,390	24,180	29,970	9,660	17,870	26,080	34,290	42,500	14,720	27,230	39,730	52,240	64,750
15口(7,500千円)	地震保険割引なし	12,830	23,920	35,050	46,150	57,240	17,100	31,820	46,580	61,310	76,030	28,060	52,280	76,520	100,740	124,950
	地震保険割引10%	12,420	23,170	33,930	44,650	55,400	16,690	31,070	45,460	59,810	74,190	27,310	50,890	74,420	98,000	121,570
	地震保険割引30%	11,630	21,640	31,680	41,690	51,730	15,900	29,540	43,210	56,850	70,520	25,850	48,080	70,300	92,530	114,750
	地震保険なし	8,820	16,310	23,800	31,300	38,790	13,090	24,210	35,330	46,460	57,580	20,670	38,250	55,820	73,400	90,970
20口(10,000千円)	地震保険割引なし	16,170	30,170	44,220	58,220	72,220	21,870	40,710	59,590	78,430	97,270	36,480	67,970	99,510	131,000	162,490
	地震保険割引10%	15,620	29,170	42,720	56,220	69,770	21,320	39,710	58,090	76,430	94,820	35,480	66,120	96,710	127,350	157,990
	地震保険割引30%	14,570	27,120	39,720	52,270	64,870	20,270	37,660	55,090	72,480	89,920	33,530	62,370	91,210	120,050	148,890
	地震保険なし	10,820	20,020	29,220	38,420	47,620	16,520	30,560	44,590	58,630	72,670	26,630	49,270	71,910	94,550	117,190

以下の順で説明します

STEP1 概要 補償内容の

STEP2 保険の対象

STEP3 補償 建物・家財の

STEP4 地震保険

STEP5 特約 オプション

STEP6 評価額等

STEP7 設定 保険金額の

STEP8 詳細 補償内容の

STEP9 ご注意

## 「地震」によって損害を受けてしまったときの補償

DAY-GO! すまいの保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されません。大切なお住まい・家財の地震への備えもお忘れなく！（ご希望されない場合を除きセットされます。）

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波による損害を補償いたします。



### 地震保険の対象は・・・

- (1) 居住用の建物(住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。)
- (2) 居住用建物に収容されている家財\*

\*貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものは含まれません。

### 保険金額の設定

地震保険の保険金額は、セットでご契約いただくDAY-GO! すまいの保険の保険金額の30%～50%の範囲内でお決めください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。

## 1. 保険金をお支払いする場合

地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象である建物または家財に生じた損害が、全損、大半損、小半損または一部損となった場合に保険金をお支払いします。

\*「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準<sup>(注1)</sup>」に従って行います。

損害の程度	建 物	家 財
全 損	地震等により損害を受け、主要構造部(基礎、柱、屋根等)の損害の額が、その建物の時価の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合	地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の80%以上となった場合
大半損	地震等により損害を受け、主要構造部(基礎、柱、屋根等)の損害の額が、その建物の時価の40%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合	地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の60%以上80%未満となった場合
小半損	地震等により損害を受け、主要構造部(基礎、柱、屋根等)の損害の額が、その建物の時価の20%以上40%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合	地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の30%以上60%未満となった場合
一部損	地震等により損害を受け、主要構造部(基礎、柱、屋根等)の損害の額が、その建物の時価の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・大半損・小半損に至らないとき	地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の10%以上30%未満となった場合

(注1) 地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために、一般社団法人 日本損害保険協会が制定した損害認定基準です。

(注2) 地震等を原因として、建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合において、建物の損害が全損または大半損、小半損に至らないときは、これをその建物の一部損とみなします。

## 2. お支払いする保険金の額

損害の程度	建 物	家 財
全 損	ご契約金額の100% (時価が限度)	ご契約金額の100% (時価が限度)
大半損	ご契約金額の60% (時価の60%が限度)	ご契約金額の60% (時価の60%が限度)
小半損	ご契約金額の30% (時価の30%が限度)	ご契約金額の30% (時価の30%が限度)
一部損	ご契約金額の5% (時価の5%が限度)	ご契約金額の5% (時価の5%が限度)

## 3. 保険金をお支払いしない主な場合

- (1) 地震等により保険の対象が損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- (2) 地震等が発生した際の保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害

## 4. ご契約の際の注意点

- (1) 地震保険を単独で契約することはできません。「DAY-GO! すまいの保険」にセットでご契約いただく必要があります。セットで契約する「DAY-GO! すまいの保険」が保険期間(ご契約期間)の途中で終了したときは地震保険も同時に終了します。また、保険期間の途中から地震保険を追加することも可能です。
- (2) 地震保険の保険金額は、セットで契約する「DAY-GO! すまいの保険」の保険金額(ご契約金額)の30%～50%相当額の範囲内で選択できます。ただし、他の地震保険契約と合算して建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。2世帯以上が居住する共同住宅(マンション・アパート等)の場合は、世帯(戸)数に5,000万円を乗じた合計金額を建物の限度額とすることができます。また、分譲マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。
- (3) 1回の地震等による損害保険会社全体の支払保険金総額が11.7兆円(2019年4月1日現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する11.7兆円の割合によって削減される場合があります。

## 5. 保険料割引制度

地震保険では次の条件を満たす建物および家財について割引制度があります。割引適用には所定の確認資料のご提出が必要となります。なお、保険期間の途中において下記に定める資料のご提出があった場合は、資料のご提出があった日以降の未経過期間に対して割引が適用されます。また、以下の割引は重複して適用することはできません。

	適用条件	必要な確認書類
(1) 建築年割引 (10%)	保険の対象である建物もしくは家財を収容する建物が昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物であること。	・建物登記簿謄本、建物登記簿権利証、建築確認書、検査済証など公的機関等 <sup>*1</sup> が発行 <sup>*2</sup> する書類(写) ※1 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等 ※2 建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関の受領印・処理印が確認できるものを含みます。
(2) 耐震等級割引 (等級1:10%) (等級2:30%) (等級3:50%)	保険の対象である建物もしくは家財を収容する建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する評価方法基準に定める「耐震等級」または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に定められた耐震等級を有している建物であること(増築・改築建物を含みます)。	・品確法に基づく登録住宅性能評価機関 <sup>*1</sup> により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であること(耐震等級割引の場合は耐震等級)を証明した書類(写) <sup>*2*</sup> ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写) <sup>*3</sup> ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写) <sup>*5</sup> および②「設計内容説明書」など「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類(写) <sup>*4</sup> ※1 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。(「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。) ※2 例えば以下の書類が対象となります。 ・品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写) ・耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合に限り。) ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写) ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写) ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写) ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写) など ※3 以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。 ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるもの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。 ※4 以下に該当する場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。 ・「技術的審査適合証」において、「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合 ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合 ※5 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。
(3) 免震建築物割引 (50%)	保険の対象である建物もしくは家財を収容する建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する評価方法基準に定める「免震建築物」に該当する建物であること。	・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写) ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写) など
(4) 耐震診断割引 (10%)	保険の対象である建物もしくは家財を収容する建物が地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法における耐震基準を満たす建物であること。	・耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写) ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震診断適合証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書)

(注1) 建築年割引の適用に必要な確認資料において、「工事完了予定」、「工事開始時期」等の表記で、昭和56年(1981年)6月1日以降に建築されたことが分かる場合は、建築年割引の適用が可能です(ただし、別途建築年月はご申告いただきます)。

(注2) 対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類(さらに耐震等級割引の場合は耐震等級、建築年割引の場合は建築年月)が確認できる保険証券(写)、保険契約証(写)、保険契約継続証(写)、異動承認請求書(写)、満期案内書類(写)、契約内容確認のお知らせ(写)またはこれらの代替として保険会社にご契約者に対して発行する書類(写)(※)を確認資料とすることができます。

(※)「証券番号」、「保険契約者」、「保険期間の始期・終期」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社」の記載のあるものをいい、電子データにより提供されるものを含みます。

(注3) (注1)にかかわらず、更新契約(前契約(弊社契約)に限ります)の地震保険期間の終期または解約日を保険期間の初日とする地震保険契約のうち、対象建物が同一である保険契約をいいます。に、前契約に適用されていた地震保険割引の種類および割引率と同一の地震保険割引の種類および割引率の適用を受けようとする場合には、上記(1)～(4)の割引に必要な確認資料の提出を省略することができます。



以下の順で説明します

STEP1

概要 補償内容の

STEP2

保険の対象

STEP3

補償 建物・家財の

STEP4

地震保険

STEP5

特約 オプション

STEP6

評価額等

STEP7

設定 保険金額の

STEP8







詳細 補償内容の

STEP9


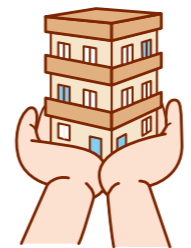



ご注意

# プラスできる主なオプション特約

基本補償にプラスして、様々なリスクに備えるためのオプション特約をご用意しております。お客さまのリスクの状況やニーズに合わせて、ぜひセットすることをご検討ください。

No	特約名称	保険金をお支払いする主な場合等(支払限度額・免責金額)
1	<b>罹災時諸費用補償特約</b> 	損害保険金がお支払される場合(破損等および建物内における通貨または預貯金証書の盗難による事故を除きます。)に、保険の対象が損害を受けたために臨時に必要な費用として損害保険金の10%に相当する額をお支払いします。ただし、下記支払限度額を限度とします。 ・支払限度額: 100万円 ・免責金額: なし
2	<b>類焼損害補償特約</b> 	保険の対象である建物や家財から発生した火災、破裂または爆発によって近所の住宅・家財(注)が類焼した場合に保険金をお支払いします。 <b>(注)「類焼補償対象物」に含まれない主なもの</b> ○店舗建物(店舗兼住宅など、一部居住の用に供する建物(併用住宅)は含みません。) ○営業用の貸別荘 ○保険の対象である建物・家財、保険の対象である家財を収容する建物または保険の対象である建物に収容される家財 ○通貨、有価証券、預貯金証書や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石等の明記物件 ○国、地方公共団体等が所有する建物 ○商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置等事業を営むために使用されるものなど ・支払限度額: 1億円 ・免責金額: なし
3	<b>借用住宅修理費用補償特約</b> 	火災、風災、盗難等の事故により借用建物に損害が生じ、賃貸契約に基づきこれを自己の費用で修復した場合に保険金をお支払いします。ただし、借用建物の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は除きます。 ・支払限度額: 300万円 ・免責金額: 3,000円
4	<b>ドアロック交換費用補償特約</b> 	日本国内で建物のドアのかぎが盗まれた場合に、ドアの錠の交換に必要な費用保険金をお支払いします。 ・支払限度額: 3万円 ・免責金額: なし
5	<b>建物臨時賃借費用補償特約</b> 	保険の対象が建物の場合で、当該建物に再取得価額の20%以上の損害が発生し、臨時に賃貸住宅や宿泊施設を利用する場合に必要な費用をお支払いします。 ・支払限度額: 1ヶ月あたり10万円まで、6ヶ月限度 ・免責金額: なし
6	<b>家賃補償特約(賃貸建物オーナー向け)</b> 	火災、落雷、破裂・爆発、物体衝突や水濡れまたは騒擾等の暴力・破壊行為により保険の対象である賃貸建物が損害を受け、その結果家賃収入が得られなくなった場合の損失に対して保険金をお支払いします。 ・支払限度額: 家賃月額(注) ・免責金額: なし <b>(注)</b> 水道、ガス、電気等の使用料金、敷金、礼金等の一時金や賄料は含みません。

費用に関する特約

No	特約名称	保険金をお支払いする主な場合等(支払限度額・免責金額)
7	<b>日常生活賠償責任特約</b> <b>示談交渉サービス付</b> 	住宅の所有・使用または管理に起因する偶然な事故、日常生活に起因する偶然な事故によって、他人の身体に障害を与えた場合、または他人の物に損害を与えた場合で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、損害保険金をお支払いします。 <b>(注)</b> 被保険者の範囲は次のいずれかに該当する者をいいます。 (1)本人(保険契約申込書上で指定する必要があります。) (2)本人の配偶者(注) (3)本人またはその配偶者(注)と生計を共にする同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族) (4)本人またはその配偶者(注)と生計を共にする別居の未婚(婚姻歴のないことをいいます。)の子 (5)(1)から(4)までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 ・支払限度額: 選択方式(1,000万円・3,000万円・5,000万円・1億円) ・免責金額: なし <b>(注)</b> 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。 ※法律上の損害賠償が発生した場合は、被保険者のお申し出により、示談交渉をお受けします。ただし、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合や損害賠償請求権者が弊社との交渉に同意しない場合、被保険者が正当な理由なく弊社への協力を拒んだ場合等、条件によっては示談交渉をお受けできない場合がありますのでご注意ください。
8	<b>日常生活賠償責任保険包括契約に関する特約(アパートオーナー向け)</b> <b>示談交渉サービス付</b> 	居住用戸室の所有・使用または管理に起因する偶然な事故、日常生活に起因する偶然な事故によって、他人の身体に障害を与えた場合、または他人の物に損害を与えた場合で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、損害保険金をお支払いします。 <b>(注)</b> 被保険者の範囲は次のいずれかに該当する者をいいます。 (1)居住用戸室に居住している者 (2)居住用戸室に居住している者の配偶者(注) (3)居住用戸室に居住している者またはその配偶者(注)と生計を共にする別居の未婚(婚姻歴のないことをいいます。)の子 (4)居住用戸室を所有、使用または管理している者で、居住用戸室に居住していない者 (5)(1)から(4)までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 ・支払限度額: 選択方式(1,000万円・3,000万円・5,000万円・1億円) ・免責金額: なし <b>(注)</b> 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。 ※法律上の損害賠償が発生した場合は、被保険者のお申し出により、示談交渉をお受けします。ただし、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合や損害賠償請求権者が弊社との交渉に同意しない場合、被保険者が正当な理由なく弊社への協力を拒んだ場合等、条件によっては示談交渉をお受けできない場合がありますのでご注意ください。
9	<b>借家人賠償責任拡張補償特約</b> 	被保険者の責めに帰すべき事由による火災、破裂または爆発、給排水設備の使用・管理に起因する漏水等による水濡れ、盗難の事故によって、借用戸室が損壊した場合に、被保険者が借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、損害賠償金額を損害保険金としてお支払いします。 ・支払限度額: 選択方式(M・T構造: 400万円～ H構造: 300万円～) ・免責金額: なし
10	<b>施設賠償責任補償特約</b> 	施設の所有、使用または管理に起因し、または仕事の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体に障害を与えた場合、または他人の物に損害を与えた場合で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、損害賠償保険金をお支払いします。 ・支払限度額: 選択方式(1,000万円・3,000万円・5,000万円・1億円・3億円・5億円) ・免責金額: なし
11	<b>地震火災費用補償特約【自動セット】</b> 	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の対象が建物である場合は、当該建物が再取得価額(新価)の20%以上の損害を受けたとき、保険の対象が家財である場合は、当該家財を収容する建物が再取得価額(新価)の20%以上の損害を受けたときまたは家財が再取得価額(新価)の80%以上の損害を受けたときに保険金をお支払いします。 ・支払限度額: 保険金額の5%または300万円のいずれか低い額 ・免責金額: なし

## 保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた損害
- 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害(ただし、上記11の地震火災費用補償特約は除きます。)
- 核燃料物質に起因する事故によって生じた損害
- 保険期間(ご契約期間)が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害

- 損害賠償について特別な約定があるために加重された責任を負担することによる損害
- 事故の際における保険の対象の紛失または盗難 等

## 特約の重複補償について

日常生活賠償責任特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険商品(火災保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の可否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。詳細につきましては、「重要事項説明書」をご覧ください。



以下の順で説明します

- STEP1 概要 補償内容の
- STEP2 保険の対象
- STEP3 補償 建物・家財の
- STEP4 地震保険
- STEP5 特約 オプション
- STEP6 評価額等
- STEP7 設定 保険金額の
- STEP8 詳細 補償内容の
- STEP9 ご注意

# 建物評価額の算出方法

保険金額(ご契約金額)を決定するための基準として、弊社では以下の方法で建物の評価額を算出しています。

(注)この評価基準は、標準的な建物を評価するための目安となります。お客さまのお住まいの状況に応じ、適宜調整します。

建

例

専用住宅

- 建築年次:平成11年(1999年)
- 新築当時の建築価額:50,000千円
- 延床面積:300㎡
- 所在地:沖縄県
- 経過年数:20年 経年減価率(1年あたり1.4%)
- 建物構造:コンクリート造(T構造)
- 基礎:含む
- 調整:適宜

お支払いする保険金の支払基準が…

「再取得価額」(新価)の場合

(注) [DAY-GO!すまいの保険]では、原則として再取得価額(新価)を基準に設定していただけます。

1. 新築された時期と当時の土地代等を除いた建築価額から評価する場合(年次別指数法)

■ 建築価額に物価変動等を加味し、評価額を算出します。

評価額(再取得価額(新価))	=	新築当時の建築価額 (土地代は含まれません)	×	100%-( )%	×	建築費倍率
千円		千円				

【算出例】  
50,000千円(平成11年当時の建築価額)×1.19(評価時の建築費倍率)≒59,500千円

※建築費倍率等については、物価変動等により変更される場合があります。詳細は取扱代理店または弊社までご照会ください。

2. 標準的な1㎡あたりの新築費単価を使用して評価する場合(新築費単価法)

■ 標準的な新築費単価と延床(専有)面積から、評価額を算出します。

評価額(再取得価額(新価))	=	1㎡あたりの新築費単価	×	地方別指数	×	調整(±30%)	×	延床(専有)面積
千円		千円				100%±( )%		㎡

【算出例】  
316千円(T構造の単価)×0.6(沖縄県の地方別指数)×0.9(調整)×300㎡≒51,200千円

※併用住宅の場合は、取扱代理店または弊社までご照会ください。

(注)上記1、2以外の方法(客観的資料に基づいて評価する等)にて評価することも可能です。詳細は取扱代理店または弊社までご照会ください。

お支払いする保険金の支払基準が…

「時価額」の場合

※「損害額の算出方法の変更に関する特約(時価額払用)」が付帯されます。

○上記再取得価額(新価)から「使用による消耗分」を控除して評価する場合

■ 再取得価額(新価)に経年減価率を乗じ、評価額を算出します。

評価額	=	評価額(再取得価額(新価))	×	{100%-( )%	×	経過年数
千円		千円				年

【算出例】  
51,200千円(上記2.の評価額(再取得価額(新価)))×{100%-(1.4%×20年)}≒36,900千円

建物の保険金額(ご契約金額)を再取得価額(新価)を基準に設定すると

万が一の事故の際には、保険金額(または再取得価額(新価))を限度に損害額全額をお支払いします。

建物  
再取得価額(新価)  
5,000万円

建物の再取得価額(新価)  
5,000万円  
設定保険金額  
5,000万円  
(約定付保割合100%の場合)

火災等による事故で  
損害額1,000万円

損害額全額をお支払いします。  
支払保険金1,000万円

建物の保険金額(ご契約金額)を時価を基準に、時価を下回る額で設定した場合、

一部保険となり、万が一の事故の際に損害額全額をお支払いすることができなくなります。

建物  
再取得価額(新価)  
5,000万円  
時価額  
3,000万円

建物の時価額  
3,000万円  
保険金額  
2,000万円

火災等による事故で  
損害額1,000万円

損害額全額をお支払いできません。  
支払保険金952万円  
 $(1,000万円 \times \frac{2,000万円}{3,000万円 \times 70\%}) \approx 952万円$

約48万円は自己負担となります。

# 保険金額の設定

保険金額は、万が一の事故の際にお受け取りいただける保険金の上限額です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるようにお決めください。実際にご契約いただく保険金額については、保険契約申込書等でご確認ください。

建物	左記で算出した評価額を基準として保険金額として設定します。
家財	ご希望に応じて1口単位(1口:50万円)で保険金額を設定します。 ※所有されている金額がご不明な場合は下表(家財評価額の目安)をご参照ください。

家財評価額の目安

■ 再取得価額(新価)用 (単位:千円)

床面積 形態	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 150㎡未満	150㎡以上
所有	5,100	8,000	10,500	12,800	16,400
賃貸	3,400	5,400	7,000	8,100	9,800

■ 時価用 (単位:千円)

床面積 形態	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 150㎡未満	150㎡以上
所有	4,200	6,400	8,300	10,100	12,900
賃貸	2,800	4,300	5,500	6,400	7,700

家財の保険金額(ご契約金額)を再取得価額(新価)を基準に設定すると、万が一の事故の際には、保険金額(または再取得価額(新価))を限度に損害額全額をお支払いします。

再取得価額(新価)で  
契約された場合

家財  
再取得価額(新価):1,000万円

火災等による事故で  
損害額300万円

損害額全額をお支払いします。  
支払保険金300万円

家財の再取得価額(新価):1,000万円  
保険金額:500万円

家財の保険金額(ご契約金額)を時価を基準に、時価を下回る額で設定した場合、一部保険となり、万が一の事故の際に損害額全額をお支払いすることができなくなります。

時価で契約された場合  
(一部保険となる場合)

家財  
再取得価額(新価):1,000万円  
時価額:800万円

火災等による事故で  
損害額300万円

損害額全額をお支払いできません。  
支払保険金268万円  
 $(300万円 \times \frac{500万円}{800万円 \times 70\%}) \approx 268万円$

時価額未満で保険金額を設定してしまうと…  
家財の時価額:800万円  
保険金額:500万円

約32万円は自己負担となります。

## しまんちゅ相談サービス [DAY-GO!すまいの保険]に加入された方は、無料相談OK!!

個人契約のお客さまは、電話による医療相談、相続相談等のサービスをご利用いただけます。

サービス内容

① 健康相談	内容
① 健康相談	病気の悩み、子育ての不安、生活習慣改善相談、女性医療相談、こころの相談、介護の相談等にお答えします。
② 緊急医療相談	「受診の緊急度はどのくらいか」「受診までにできることはないか」等のご相談にお答えします。
③ 医療機関案内	最適な医療機関を数件選定し、診療時間情報や予約方法のお知らせを行います。
④ 入院時相談	入院時の一般的なアドバイスや健康、治療に関するアドバイスを行います。
⑤ 予約制専門医相談	予約により専門科指導医がご相談にお答えします。
⑥ 転院時移送手配	転院する際の移送の手配をします。
⑦ がん専用相談窓口	がんに関する様々なお悩みにお答えします。
⑧ 相続相談	相続に関する相談に専門相談員が対応します。予約により、弁護士・税理士などに直接相談することも可能です。
⑨ 税理士紹介	お客さまの現状やご希望をヒアリングし、相続にあたっての費用や具体的な対応等のご相談、お見積りまで無料で対応します。

相談例

- 最近太ってきたため、体調改善を考えている。
- 頭痛と吐き気があるが、医療機関で受診すべきか迷っている。
- 子どもがやけどをしてしまったが、応急処置をどうしていいかわからない。
- 夜中に子どもが高熱を出したが、これから受診できる医療機関はないか。
- 国内旅行中にケガをしてしまったが、一番近い病院を教えてください。

- 入院中であり転院を考えているが、手配が大変そうなのでお願いしたい。
- 医療機関で受診する前に専門医に相談したい。
- がんについて不安があるため、色々話を聞いてみたい。
- 相続について、連絡の取れない相続人がいるため、対応方法について相談したい。
- 相続にあたって費用がどれくらいかかるのかを具体的に税理士へ相談したい。

以下の順で説明します

STEP1 概要 補償内容の

STEP2 保険の対象

STEP3 補償 建物・家財の

STEP4 地震保険

STEP5 特約 オプション

STEP6 評価額等

STEP7 設定 保険金額の

STEP8 詳細 補償内容の

STEP9 ご注意



保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。  
 詳細につきましては、「ご契約のしおり」等をご参照ください。

No	保険金等をお支払いする場合	ワイドプラン	スタンダードプラン	エコノミープラン	お支払いする保険金等の額	保険金をお支払いしない主な場合
1	火災、消防活動による水濡れ	○	○	○	お支払いする保険金の額はご契約金額(以下、「保険金額」といいます。)を限度とし、次の算式により算出した額とします。ただし、左記9.水災の事故に関しては損害額が再取得価額の30%以上もしくは、床上浸水または地盤面より45cmを超える損害が生じた場合にお支払いします。免責金額、支払限度額については、下記【支払限度額・免責金額について】をご参照ください。 お支払いする保険金の額 = 損害額 <sup>*1</sup> - 免責金額 <sup>*2</sup> ※1 損害額 = 修理費 <sup>*3</sup> - 修理に伴う残存物がある場合はその価額 ※2 保険の対象ごとに適用されます。 ※3 損害が生じた地および時において、構造、型、能力等を同一の状態にするための費用をいいます。また、8①盗難による損害の場合で、盗難された保険の対象を回収することができたときは、回収のために支出した必要な費用を修理費に含めます。	・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み(建物または屋外設備・装置の外側の部分 <sup>(注)</sup> が破損したことに伴う場合を除く。)や漏入等による損害 (注)外壁、屋根、開口部等をいいます。 ・置き忘れまたは紛失による損害 ・建物が所在する敷地外にある家財に生じた事故による損害 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害 ・被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害 ・保険の対象の瑕疵によって生じた損害 ・保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害 ・すり傷、かき傷、塗料のはがれ、落書き等の外観上の損傷または汚損(保険の対象に支障をきたさない損害 ※破損、汚損等については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いしません。 ・電氣的・機械的事故(故障)によって生じた損害 ・電球、蛍光灯、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 ・楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化 ・自転車、サーフボード、ラジコン模型等およびこれらの付属品に生じた損害 ・ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯型電子機器およびこれらの付属品に生じた損害 ・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡等に生じた損害
2	落雷	○	○	○		
3	破裂・爆発	○	○	○		
4	風災・雹災・雪災 ※吹込みまたは漏雨り等による損害については、建物またはその一部が風災等によって直接破損したために生じた場合に補償します。	○	○	○		
5	建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等	○	○	×		
6	給排水設備に生じた事故による水濡れまたは他の戸室で生じた事故による水濡れ ※水道管等の給排水設備自体に生じた損害は補償の対象外となります。	○	○	×		
7	騒擾、集団行動、労働争議に伴う暴力・破壊行為	○	○	×		
8	①盗難(盗難による建物および家財の盗取、損傷、汚損) ②家財における通貨等、預貯金証書の盗難	○	○	×		
9	水災(再取得価額の30%以上の損害または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水の場合)	○	○	×		
10	上記1~9以外のその他不測かつ突発的な事故(破損等)	○	×	×		
11	●残存物取片づけ費用 上記1~10の事故によって、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用を支出した場合	○	○	○	実費(下記12と合計で損害保険金のお支払い額が限度となります。)  実費(上記11と合計で損害保険金のお支払い額が限度となります。)  実費  実費	
12	●修理付帯費用 保険の対象である建物・家財が上記1~10を原因とする事故によって損害を受けた結果、復旧に当たり弊社の承認を得て仮修理費用や代替として使用する仮設物の設置費用などを支出した場合	○	○	○		
13	●損害防止費用 上記1~3の事故に際して、その損害の防止または軽減のために、必要または有益な費用を支出した場合	○	○	○		
14	●権利保全行使費用 上記1~10の事故に際して損害保険金を支払った場合において、他人に損害賠償の請求ができる場合にその損害賠償請求権の保全や行使等のために必要な費用を支出した場合	○	○	○		

1. 被保険者について

被保険者とは、保険の対象の所有者で、保険事故が発生した場合に保険金をお受け取りいただける方のことです。共有名義の場合には、全ての所有者をご指定いただきます。なお、法律上の損害賠償責任など補償する特約をご契約される場合も、被保険者本人のご指定が必要です。

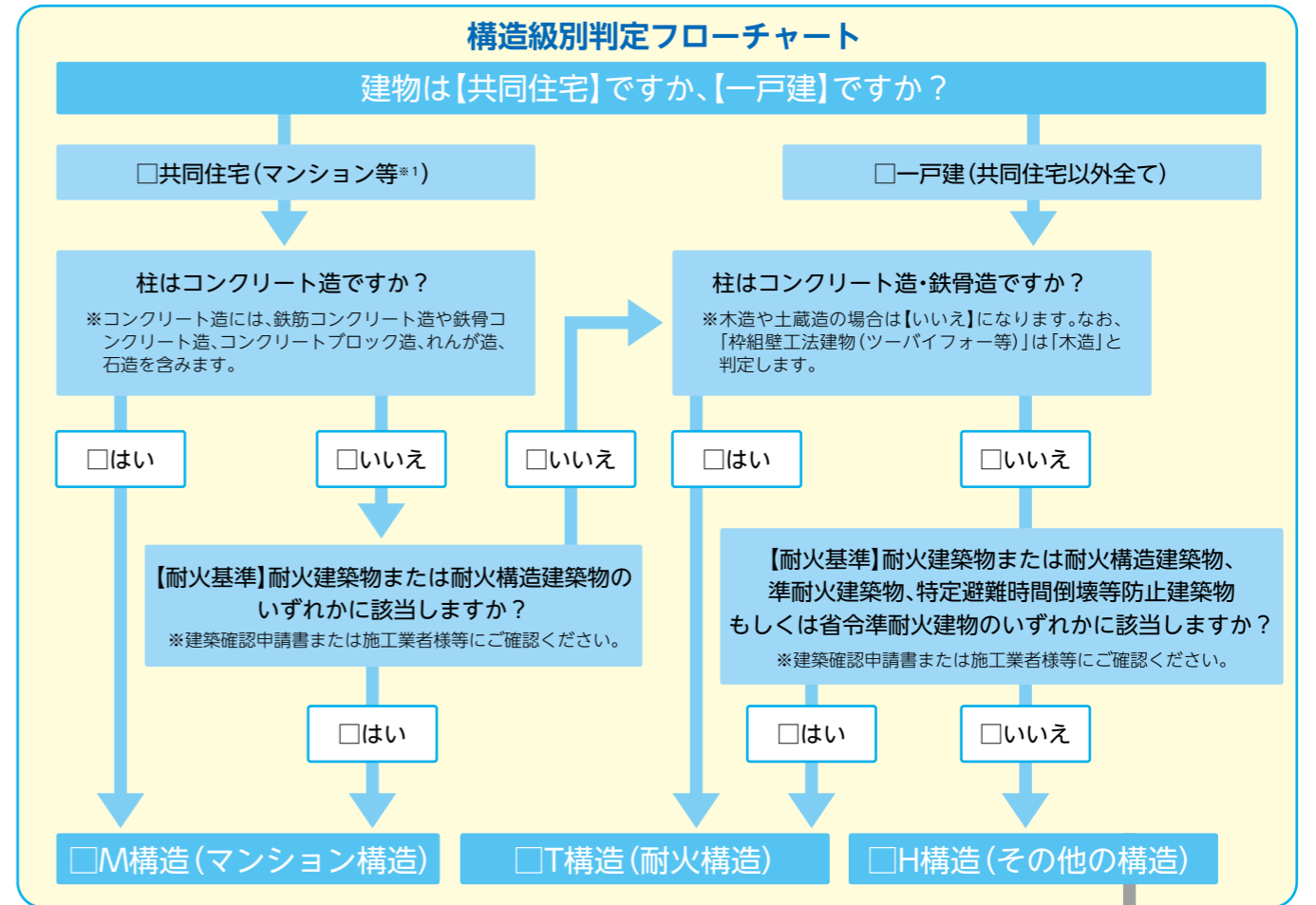
2. 保険の対象の所在地・用法・構造級別について

- 保険の対象の所在地について  
 保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地です。ご契約者住所と異なる場合は必ずご記入ください。
- 用法【居住用建物(専用住宅・併用住宅)】について  
 専用住宅:住居のみに使用する建物をいいます。  
 併用住宅:住居として使用するとともに、店舗や事務所等の事業にも使用する建物をいいます。用法(事業の内容)に並び、ご契約時には必ず職業区分を選択していただきます。

(3) 構造級別について

建物の構造級別は保険料を決定するうえで重要な項目です。以下フローチャートに従い必ず構造をご確認ください。  
 ・建物の構造級別はコンクリート造、鉄骨造、木造といった「柱」の種類に着目して判定します。ただし、「耐火建築物」および「耐火構造建築物」、「準耐火建築物」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」ならびに「省令準耐火建物」のように建物全体の耐火性が優れている場合は、「木造」であってもこの建物の性能に応じた【耐火基準】を優先して構造を判定します。

【耐火基準】で判定する場合は、建築確認申請書のように建物の耐火性能が判定できる書面が施工業者様または不動産業者様(以下、「施工業者様等」といいます。)による証明書を提出いただく場合があります(住宅のパフレット等で確認できることもあります)。



※1 長屋造(テラスハウス含む)、アパート等をいいます。  
 (注1) 建物の柱が複数の異なる種類から建築されている場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。  
 (注2) 木造建物等でT構造(耐火建築物および耐火構造建築物、準耐火建築物、特定避難時間倒壊等防止建築物ならびに省令準耐火建物)に該当する場合、H構造より保険料が大幅に安くなります。特に、「木造」の場合、構造級別の判定にあたってはご注意ください。

更新契約の場合は以下の点をご確認ください。

- 上記フローチャートの結果、「H構造」と判定された場合で、次のいずれかに該当する場合は、ご契約にあたり取扱代理店または弊社までお申し出ください。
- 1 「外壁」が「コンクリート(ALC板、押出成形セメント板含む)造」、「コンクリートブロック造」、「れんが造」または「石造」である建物
  - 2 土蔵造建物



以下の順で説明します

- STEP1 概要 補償内容の
- STEP2 保険の対象
- STEP3 補償 建物・家財の
- STEP4 地震保険
- STEP5 特約 オプション
- STEP6 評価額等
- STEP7 設定 保険金額の
- STEP8 詳細 補償内容の
- STEP9 ご注意

# 契約締結時におけるご注意事項

## 3. 評価額の算出・保険金額(支払限度額)の設定について

- (1) 建物の評価額の算出方法について  
建物の評価額を算出する基準は「再取得価額(新価)」です。罹災した場合に同等のものを取得するための十分な保険金をお受け取りいただけます。
- <建物評価額の算出方法>  
次の2つの評価方法で簡易的に建物の評価額を算出します。
- ① 年次別指数法  
建築年および建築価額が判明している場合に、建築価額に年次別指数を乗じて算出します(建築価額に土地代は含みません)。
  - ② 新築費単価法  
専有面積が判明している場合に、新築費の1㎡単価を面積に掛けて算出します。
- ※上記①②以外の合理的な方法での算出も可能です。

- 建物⇒再取得価額(新価)が保険金額を設定するときの基準となります。この再取得価額(新価)に約定付保割合(100%・80%・60%)を乗じた額を保険金額として設定します。
- 家財⇒再取得価額(新価)を基準として、1口単位(1口:50万円)で保険金額を設定します。
- ※1 他の保険契約等がご契約されていないか必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した保険金額が評価額を超える場合、超過部分については保険金をお支払できないため、超えた部分の保険料がムダとなることがあります。
  - ※2 破損リスクについては、別途1事故あたりの支払限度額を設定します。
  - ※3 家財の盗難事故の場合、通貨等は20万円、預貯金証書は200万円が1事故あたりの支払限度額となります。
  - ※4 明記物件については、時価額を基準保険金額として設定していただきます。

- (2) 保険金額(支払限度額)の設定について  
保険金額(支払限度額)は、万が一の事故の際にお受け取りいただける保険金の上限額です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう設定してください。

- (3) 地震保険の場合  
建物、家財ごとに、「DAY-GO!すまいの保険」の保険金額の30%～50%の範囲で地震保険の保険金額を設定してください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。
- ※他の地震保険契約があり、追加でご契約される場合は、限度額から他の地震保険契約の保険金額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。

## 4. 団体扱・集団扱でご契約される場合のご注意

団体扱・集団扱でご契約いただけるのは、ご契約者のお勤め先と弊社の間で「保険料の集金に関する契約書」を交わしている場合で、ご契約者・被保険者がそれぞれ下表の範囲に該当する場合などになります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

団体扱・集団扱に関する特約によるご契約が可能な場合	
(1) ご契約者の範囲	①企業や官公署に勤務し、毎月の給与の支払いを受けている方 ②系列会社の社員の方* ③退職者の方* ④弊社の承認する団体やその構成員およびこれらに勤務する方(役員・従業員等) ※系列会社の方や退職者の方も本特約をご契約いただける場合があります。
(2) 被保険者の範囲	①保険契約者      ②保険契約者の同居の親族      ③保険契約者の別居の扶養親族

次のような場合には、「団体扱・集団扱に関する特約」は失効することがあります。保険料を分割してお支払いされている場合には、「残りの分割保険料を一括してお支払いいただくこと」や「ご契約を一旦解約して、保険料の支払方法を変更していただくこと」があります。保険期間が2年以上の場合は翌始期応時までの保険料を一括して払込み後、払込方法を変更していただきますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職などにより給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等によりその構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④保険料が集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合      等

## 5. 保険料の払込方法

保険料の払込方法は次のとおりです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

払込方法・払込手段	一括払	年払	分割払
			12分割 12回払
口座振替	○	○	○(5%割増)*1
直接集金	○	×	○(10%割増)*1*2
コンビニ払**3	○	×	×
団体・集団扱	○(5%割引)	×	○

\*1 年間保険料が30万円未満の場合に割増となります。      \*2 地震保険の保険料については6%の割増となります。  
\*3 コンビニ払は総保険料が30万円以内のご契約に限りご利用が可能です。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

## 6. 各種割引について

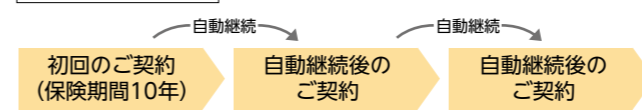
ご契約内容に応じて適用される各種割引制度がございます。詳細につきましては、重要事項説明書等をご確認ください。

割引名称	適用条件	割引率
建物・家財セット割引	保険の対象として建物と家財を一保険契約申込書で契約を行う場合	家財の保険料に対して2%
築浅割引	建物の築年数が10年未満の場合	築年数、保険期間に応じて建物の保険料に対して適用

## 7. 自動継続方式について

DAY-GO!すまいの保険の保険期間を10年(払込方法は一括払)でご契約される場合は、自動継続方式\*1をお選びいただけます。\*2  
初回のご契約の際に自動継続期間を設定し\*3、お選びいただいた自動継続の保険期間(継続方式)で自動的に継続いたします。なお、DAY-GO!すまいの保険とあわせて地震保険をご契約いただく場合は、初回のご契約の際に設定した地震保険の保険期間が自動継続の保険期間となります。

自動継続イメージ図



自動継続後のご契約の保険期間

パターン	DAY-GO!すまいの保険 保険期間
①	1年
②	5年
③	10年

- \*1 保険契約の継続に関する特約がセットされたご契約の満期時に自動的に継続することをいいます。
- \*2 ご契約条件により、自動継続方式をお選びいただけない場合があります。
- \*3 継続期間については保険契約申込書に記入していただきます。

- 保険契約が満了する月の前月の10日までに保険契約者または弊社から申し出ることで、自動継続を停止することができます。
- 自動継続後のご契約は、保険期間・払込方法・建物の評価額・保険金額(支払限度額)を除き、原則、継続前のご契約と同等のご契約内容で自動的に継続されます。なお、各ご契約の満期月3か月前までに自動継続後のご契約をご案内いたします。
- 普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が改定された場合は、改定日以降の自動継続後の補償については継続日時点の内容が適用されます。この結果、自動継続後の補償内容等が変更されることや自動継続できないことがあります。

## 契約締結後におけるご注意事項

### ◇保険契約の引受範囲外となる場合について

ご契約締結後、建物の用法が「専用・併用住宅から専用事務所・空家等に変更する場合」は、「DAY-GO!すまいの保険」での取扱いができません。その場合にはご契約の「DAY-GO!すまいの保険」を解約いただき、他の火災保険をご契約いただくこととなります。変更がある場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。

### ◇保険契約の失効について

保険契約締結後、ご契約内容に次の変更がある場合は、ご契約いただいている「DAY-GO!すまいの保険」の失効手続が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。

- ①この保険契約で補償しない事故により保険の対象が滅失した場合
- ②保険の対象の譲渡を通知しない場合(通知により、保険契約を譲渡することも可能です。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。)

## その他ご注意いただきたいこと

### ◇事故が発生した場合について

万が一、事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知のうえ保険金請求の手續をお取りください。この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れることや、お支払いができないことがありますので、ご注意ください。

### ◇保険金のご請求に必要な書類等について

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類のうち弊社が求めるものをご提出いただけます。  
※事故の内容または損害の額に応じ、次の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金請求意思および保険金請求権者であることを確認するための書類	書類の主な例
保険金請求の意思を確認するための書類	・保険金請求書 ・印鑑証明書 ・委任状 ・戸籍謄本
保険事故の発生や損害額の確認等をするための書類	・罹災証明書 ・盗難届証明書(盗難届出受理番号を記入した書類) ・交通事故証明書 ・修理見積書(または請求書) ・現在高および損害額明細書 ・罹災物件の写真 ・保険価額確認書類(保険対象の保険価額確認資料) ・設備や家財などの仕様書 ・図面(配置図/建物図面など) ・消火器等損害防止の費用明細 ・示談書 ・建物登記簿謄本 ・固定資産台帳 ・賃貸借契約書
その他の書類	・保険金直接支払指図書/承諾書 ・公の機関への調査同意書 ・権利移転書/権利移転確認書 ・盗難事故に関する確約書

### ◇ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した契約は無効とします。
  - 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって保険契約を締結した場合はこの保険契約を取消すことができます。
  - 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合は保険契約を解除することができます。
  - 被保険者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合は保険契約を解除することができます。
  - 保険契約者または被保険者が次のいずれかに該当する場合には保険契約を解除することができます。
    - ・反社会的勢力に該当すると認められる場合
    - ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与が認められる場合
    - ・反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
    - ・法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる場合
    - ・その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- ◇地震保険料控除について  
地震保険の保険料のみ地震保険料控除の対象となります。(注)  
DAY-GO!すまいの保険の基本保険料については保険料控除の対象となりません。  
(注)地震保険料控除の対象となるのは、控除対象年月の1月～12月までに払込みいただいた地震保険料です。

## 保険金のお支払時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付けを完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いいたします。ただし、次のような事由が生じた場合には、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただきます。

- ①警察、検察、消防その他の公的機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
  - ②専門機関による鑑定などの結果を得る必要がある場合
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。  
○損害保険金の支払額が1回の事故について保険金額\*の100%になる場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、100%に満たない限り、保険金のお支払いが何回あったとしても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。  
※保険金額が再取得価額を超える場合は再取得価額を保険金額とします。

- この保険と補償内容が重なる他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって弊社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細につきましては、「ご契約のしおり」をご覧ください。
- 法律上の損害賠償責任を補償するご契約の場合、損害賠償事故に関わる示談交渉は弊社とご相談のうえ、お進めください。あらかじめ弊社の承認を得ないで損害賠償責任の全部もしくは一部を認めた場合、または損害賠償金などを支払われた場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 事故の際、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて他の保険会社に確認を行っております。確認内容は保険金支払いの目的以外には利用いたしません。



以下の順で説明します

### STEP1

概要 補償内容の

### STEP2

保険の対象

### STEP3

補償 建物・家財の

### STEP4

地震保険

### STEP5

特約 オプション

### STEP6

評価額等

### STEP7

設定 保険金額の

### STEP8

詳細 補償内容の

### STEP9

ご注意

このパンフレットはDAY-GO!すまいの保険の概要をご紹介します。詳細は普通保険約款および特約によりませんが、ご契約手続、保険金のお支払条件、その他不明の点がありましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。なお、詳細につきましては「ご契約のしおり」をご覧ください。

## あんしん・あんぜんをご提供する3つのDAY-GO!保険シリーズ

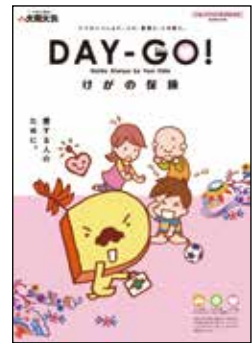
大同火災の「DAY-GO!」は、「安心」「充実」「納得」「家族」をコンセプトに、暮らし(DAY)のさまざまなリスクをカバーする総合保険として、お客さまとご家族をしっかりお守りし、充実の補償をご提供いたします。



▲くるまの保険  
どんな自動車事故もこれであんしん!



▲すまいの保険  
あらゆるリスクからすまいをお守りします。



▲けがの保険  
万が一のケガからお客さまをお守りします。

## Web約款のご利用をおすすめしています。



「ご契約のしおり(約款)」を「冊子」ではなくインターネットを利用して、弊社のホームページでご確認いただける「Web約款」をおすすめしております。ご契約時に、Web約款をご希望し、「ご契約のしおり(約款)」のお届けを省略させていただく場合、弊社より沖縄県の「サンゴ礁保全・再

生活動]を行う団体等に寄付させていただきま。また、「Web約款」のご利用は紙の資源である森林保全にも貢献しますので、ぜひご利用ください。弊社は、お客さまとともに「地球環境の保全促進活動」に全社を挙げて取り組んでまいります。



申込書にてWeb約款をご選択いただく。



紙やインク、エネルギーが削減される。



紙資源となる森林保全に貢献する。



サンゴ保全活動に寄付する。



沖縄のサンゴを育む。

詳しい情報については、弊社ホームページ (<http://www.daidokasai.co.jp/>) に掲載しています。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

### お客さま相談センター

受付時間:午前9:00~午後5:00  
(土日・祝日および12/31~1/3を除きます)

お問い合わせ・ご相談 ☎ 0120-671-071 (お客さま相談センター)

ご不満・ご意見・ご要望 ☎ 0120-331-308 (お客さま相談センター)

### 事故受付センター

※万が一事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

☎ 0120-091-161 (通話料無料)

### 保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合は一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル ☎ 0570-022808 (通話料有料)

受付時間:午前9:15~午後5:00(土日・祝日および12/30~1/4を除きます)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

この島の損保。

**大同火災海上保険株式会社**

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

〈ホームページアドレス〉 <http://www.daidokasai.co.jp/>

●お申し込み・お問い合わせは